

群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程

平成18.4.1 制定

改正 平成19.4.1 平成25.4.1

平成26.4.1 令和4.6.1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学総合情報メディアセンター規則第8条第2項の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する基本的事項
- (2) センターの教育と研究の具体的方策に関する事。
- (3) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関する事。

(組 織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 図書館部門長及び情報基盤部門長
- (4) 中央図書館長，医学図書館長及び理工学図書館長
- (5) センターの主担当を命ぜられた教授
- (6) 研究推進部総合情報メディアセンター課長
- (7) センター長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年に満たない場合は、当該残任期間に1年を加えた期間とする。

(委 員 長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 運営委員会は、原則として毎月1回開催する。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じて臨時に運営委員会を開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(地区小委員会)

第8条 委員会に、昭和地区及び桐生地区における具体的事項を検討させるため、それぞれ地区小委員会を置く。

2 地区小委員会については、別に定める。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 群馬大学総合情報メディアセンター図書館運営委員会規程（平成17年4月1日制定）及び群馬大学総合情報メディアセンター情報基盤部門運営委員会規程（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。